第92回

定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成30年6月28日（木曜日）
午前10時

開催場所　富山県高岡市駅南1丁目10-16
富山銀行駅南別館2階会議室
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）

目　次

- 第92回定時株主総会招集ご通知　1
- 事業報告　5
- 計算書類　23
- 連結計算書類　25
- 監査報告書　27
- 株主総会参考書類　30
  - 第1号議案　剰余金の処分の件　30
  - 第2号議案　取締役2名選任の件　31

富山銀行
Bank of Toyama

証券コード：8365

証券コード8365
平成30年6月7日

株　主　各　位

富山県高岡市守山町22番地
株式会社　富山銀行
取締役頭取　齊藤栄吉

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. 場　所　富山県高岡市駅南１丁目10－16
富山銀行駅南別館2階会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第92期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第92期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2)当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

①　郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

②　電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

③　重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①　計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
②　連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時	平成30年 6 月28日（木）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成30年 6 月27日（水）到着

※議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイトアドレス ▶▶ https://evote.tr.mufg.jp/

当行指定の**議決権行使サイト**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

行使期限	平成30年 6 月27日（水）午後 5 時10分

詳細は次ページをご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成30年6月27日（水）午後5時10分まで**に行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

議決権行使サイトアドレス	https://evote.tr.mufg.jp/

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

（2）インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水）の午後5時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）**議決権行使サイト**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） 0120-173-027（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

添付書類

第92期事業報告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、海外経済が緩やかな回復を続けるもとで、輸出や生産は増加基調を続け、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に振れを伴いながらも持ち直しの動きがみられるなど回復基調が続きました。

富山県経済も個人消費の持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復の動きが続きました。企業活動においては、製造業では、一般機械および医薬品を中心とする化学の生産は増加し、アルミニウム、鉄鋼、プラスチック、繊維は横ばいに推移しました。非製造業では、情報サービス、小売業ともに堅調に推移しました。

金融面では、短期金利は期中を通して0％を下回る水準で推移しました。長期金利は、日本銀行による金融緩和政策が継続され、期中を通して0.1％近傍をほぼ横ばいに推移しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、第５次中期経営計画「富山銀行ｉプロジェクト“Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ”－もっと夢、もっと富山－」のもと、「郷土愛に満ち、皆さまの「夢」の実現へ向けて応援する銀行」、「常にInnovation（革新）を行い、時代のニーズに対応する銀行」、「個性を尊重し、オーダーメイド型サービスを提供する銀行」の実現に向け、全役職員が一致団結して取組みました。

個人のお客さまには、これまで以上にお客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案するなど、当行独自のコンサルティングに積極的に取組んでまいりました。お客さまの利便性の向上を図るため、オンライン決済サービス「Yahoo!ウォレット」との連携のほか、通帳を発行せずWeb上で取引履歴を管理する「インターネット口座」の開設やマイカーローンのWeb申込みの取扱いを開始いたしました。また、NISA（ニーサ）の新しい制度である「つみたてNISA」の取扱いを開始し、お客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えできるよう努めてまいりました。

法人のお客さまには、お取引先の事業性評価に基づくソリューション提案に努めたほか、M&Aや事業承継、助成金・補助金等の説明会を開催するなど、各種コンサルティングにも積極的に取組んでまいりました。平成29年11月には、地域企業へのソリューション提供と地方創生への貢献を目的に、日本国内最大級の「食」の個別商談会である「沖縄大交易会」に参加し、地域商材の海外販路開拓支援に取組みました。また、優れた創業や新事業を表彰する「とやまベストビジネスアワード」は4回目を迎え、今回も個性と熱意溢れるプレゼンテーションが実施されました。ビジネスアワードの開催をはじめ、当行は地域活性化につながる創業や新事業の支援に積極的に取組んでまいりました。

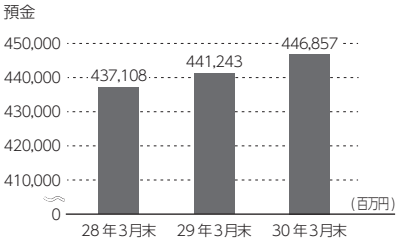
店舗面では、新川地域に当行6か所目となる「とやま保険プラザ黒部」を開設し、保険のコンサルティング業務を行う拠点を全地域に整備いたしました。また、首都圏のお客さま向けの「アフターサービス共同窓口」を東京駅前に続き、新たに新宿駅前にも設置いたしました。一方、営業エリアが重複する地域では、営業拠点を一体化にする「店舗内店舗方式」を実施し、営業店機能の充実と効率的な営業体制の構築に取組みました。なお、店舗数につきましては、異動がなく39か店となっております。

企業の社会的責任（CSR）を果たすための活動として、平成29年12月に富山大学との協働プロジェクトにより、学生向けの県内企業情報誌「企業研究　富山で輝く優良企業」を発刊いたしました。本冊子は、県内企業の内包された魅力的なビジネスモデル等の情報を金融機関の視点で編纂したものであり、学生の地元定着と県内企業の人材不足の解消を図ることを目的に取組みました。また、金融教育面では大学への寄附講義や小中学生向けに「夏休み『銀行探検隊』」を開催するなど、時代を担う子どもたちへの金融教育や夢を育む活動へも取組みました。環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へも積極的に取組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

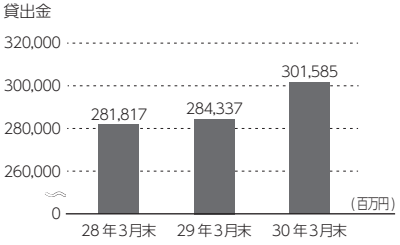
・預金

預金は、個人預金および法人預金が順調に増加したことから、期中5,614百万円増加して、446,857百万円となりました。



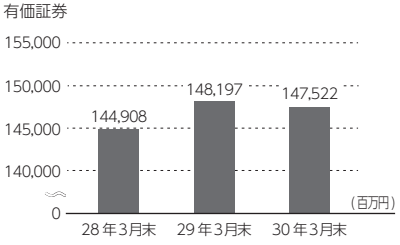
・貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中17,247百万円増加して、301,585百万円となりました。



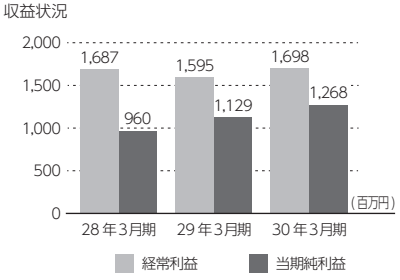
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配意するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中675百万円減少して、147,522百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、役務取引等収益や有価証券売却益が増加したこと等から、前期比82百万円増加して7,639百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費が減少したこと等から、前期比21百万円減少して5,940百万円となりました。この結果、経常利益は前期比103百万円増加して1,698百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比139百万円増加して1,268百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動態の変化、それに伴う金融資産の移動・ 事業所の減少等により、競争が激化し、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、「FinTech」に代表されるような、新たな金融サービスの進化にも直面しております。

こうした中、当行は、第５次中期経営計画のもと、①顧客戦略（構造変化に順応した営業力の強化）、②店舗戦略（効率的な営業体制の構築）、③経営基盤戦略（筋肉質な経営体質の構築）の３つを掲げ、これらの戦略を着実に遂行することで企業価値の向上を目指してまいります。加えて、2019年夏に竣工を予定している本部・本店ビルの移転新築を当行がさらなる発展を遂げていくためのビジネスモデルを再構築する絶好の機会と位置付けて、組織や業務運営の再構築に取組んでおります。役職員1人1人の生産性の向上を重要施策のひとつと捉え、事務処理プロセスの抜本的見直しや働き方改革を行い、それをサポートする目的としてICTを始めとした新技術の積極的活用を図る方針であります。あわせて地域金融機関として、引続き資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

今後も引続き役職員一同努力する所存でございますので、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	4,320	4,371	4,412	4,468
定期性預金	2,761	2,729	2,599	2,557
その他	1,558	1,641	1,813	1,911
貸出金	2,751	2,818	2,843	3,015
個人向け	541	542	534	525
中小企業向け	1,308	1,340	1,410	1,597
その他	901	935	898	892
有価証券	1,662	1,449	1,481	1,475
国債	565	540	497	458
その他	1,097	908	984	1,016
総資産	4,762	4,779	4,819	5,030
内国為替取扱高	13,035	12,839	12,161	12,456
外国為替取扱高	100百万ドル	72百万ドル	73百万ドル	73百万ドル
経常利益	1,308百万円	1,687百万円	1,595百万円	1,698百万円
当期純利益	1,139百万円	960百万円	1,129百万円	1,268百万円
1株当たり当期純利益	209円67銭	176円81銭	207円84銭	233円48銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成26年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	98	102	94	94
経常利益	14	18	17	18
親会社株主に帰属する当期純利益	12	10	11	13
包括利益	67	△15	11	31
純資産額	345	327	337	366
総資産	4,794	4,813	4,851	5,063

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	332人	337人
平均年齢	41年 7月	40年 11月
平均勤続年数	17年 9月	17年 3月
平均給与月額	334千円	340千円

（注）1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
高岡市内	8店	うち出張所（——）	8店	うち出張所（——）
富山市内	13店	（——）	13店	（——）
金沢市内	1店	（——）	1店	（——）
その他の市町村	17店	（——）	17店	（——）
合計	39店	（——）	39店	（——）

（注）　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を21か所（前年度末29か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ　銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	421

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市桜橋通り5－13	リース業務	昭和56年3月27日	百万円 20	% 53.00	―
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市守山町22番地	信用保証業務	昭和62年9月21日	百万円 20	% 40.00	―

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（平成29年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
齊藤栄吉	代表取締役頭取	—	—
岡部一浩	専務取締役 営業本部長、営業統括部長	—	—
森永利宏	常務取締役 総合企画部長	—	—
塩谷信也	取締役 魚津支店長	—	—
駒井秀樹	取締役 事務部長	—	—
大澤眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役社長	—
野田万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐郁夫	常勤監査役	—	（注３）
新田八朗	監査役（社外）	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 太閤山観光株式会社代表取締役社長	—
笹倉茂樹	監査役（社外）	飛鳥交通株式会社常務取締役	—
大村啓三	監査役	大村啓三公認会計士事務所代表	（注４）

（注）1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役笹倉茂樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役大熊知博氏及び島邦男氏は、平成29年６月29日付で辞任により退任いたしました。
3. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	11 人	88
監　査　役	7 人	16
計	18 人	105

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与22百万円を支払っております。
4. 定款又は株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
5. 定款又は株主総会で定められた監査役の報酬限度額は年額32百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　澤　　眞 (社外取締役)	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野　田　万起子 (社外取締役)	同　　上
新　田　八　朗 (社外監査役)	同　　上
笹　倉　茂　樹 (社外監査役)	同　　上
大　村　啓　三 (監査役)	同　　上

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤　　眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
新 田 八 朗 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長及び太閤山観光株式会社代表取締役社長であり、日本海ガス絆ホールディングスグループ及び太閤山観光株式会社とは、通常の銀行取引があります。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	飛鳥交通株式会社常務取締役であり、飛鳥交通グループとは、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
大 澤　　眞 (社外取締役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち9回出席	金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち10回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 八 朗 (社外監査役)	15年9か月	当期開催の取締役会12回のうち9回、監査役会12回のうち10回出席	企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち5回出席、監査役会10回のうち6回出席	金融・財務分野における高い見識及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	6	―

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　発行可能株式総数　12,000千株
発行済株式の総数　5,444千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　3,179名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.30%
株式会社ホクタテ	178	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	166	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	161	2.97
トナミホールディングス株式会社	161	2.96
三協立山株式会社	140	2.58
富山銀行従業員持株会	129	2.38
株式会社北國銀行	110	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	99	1.83

（注）1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（12千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４及び信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　大村真敏 指定有限責任社員　福村寛	27	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は27百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

（業務の適正を確保するための体制の概要）

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を常勤役員会で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利

な取扱いを受けることはない。
　また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
　監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）
　当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制
　当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制
　当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、定期的に開催される経営管理委員会でのリスク全般に亘る管理状況を取締役会に報告しております。
　また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行
　当行は、原則として月に１回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、常勤役員会を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規程」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取締役会に報告しております。

(5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めております。また、原則として月に１回の監査役会を開催しているほか、頭取及び会計監査人と定期的に意見交換を開催しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第92期末（平成30年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**44,385**	**預金**	**446,857**
現金	4,582	当座預金	28,902
預け金	39,803	普通預金	152,692
有価証券	**147,522**	貯蓄預金	6,070
国債	45,832	通知預金	1,864
地方債	8,039	定期預金	249,953
社債	32,766	定期積金	5,787
株式	21,765	その他の預金	1,586
その他の証券	39,117	**コールマネー**	**13,500**
貸出金	**301,585**	**外国為替**	**1**
割引手形	4,421	売渡外国為替	1
手形貸付	12,502	**その他負債**	**908**
証書貸付	239,756	未払法人税等	289
当座貸越	44,905	未払費用	152
外国為替	**661**	前受収益	130
外国他店預け	661	給付補填備金	1
その他資産	**4,827**	リース債務	2
未収収益	394	資産除去債務	47
金融派生商品	1	その他の負債	284
その他の資産	4,431	**賞与引当金**	**100**
有形固定資産	**4,821**	**退職給付引当金**	**496**
建物	1,173	**睡眠預金払戻損失引当金**	**32**
土地	3,400	**偶発損失引当金**	**87**
リース資産	2	**繰延税金負債**	**3,840**
建設仮勘定	26	**再評価に係る繰延税金負債**	**529**
その他の有形固定資産	217	**支払承諾**	**1,809**
無形固定資産	**317**	**負債の部合計**	**468,162**
ソフトウェア	297	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	19	**資本金**	**6,730**
前払年金費用	**400**	**資本剰余金**	**5,690**
支払承諾見返	**1,809**	資本準備金	5,690
貸倒引当金	**△3,243**	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	**10,492**
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	9,063
		別途積立金	7,500
		繰越利益剰余金	1,563
		自己株式	**△45**
		株主資本合計	**22,867**
		その他有価証券評価差額金	**10,931**
		土地再評価差額金	**1,124**
		評価・換算差額等合計	**12,056**
		純資産の部合計	**34,923**
資産の部合計	**503,086**	**負債及び純資産の部合計**	**503,086**

第92期 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**7,639**
資金運用収益	**5,330**	
貸出金利息	3,268	
有価証券利息配当金	2,028	
コールローン利息	0	
預け金利息	30	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**1,275**	
受入為替手数料	250	
その他の役務収益	1,024	
その他業務収益	**11**	
外国為替売買益	11	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**1,021**	
貸倒引当金戻入益	21	
償却債権取立益	58	
株式等売却益	817	
その他の経常収益	123	
経常費用		**5,940**
資金調達費用	**99**	
預金利息	101	
コールマネー利息	△1	
債券貸借取引支払利息	0	
役務取引等費用	**454**	
支払為替手数料	43	
その他の役務費用	410	
その他業務費用	**210**	
国債等債券売却損	210	
営業経費	**4,978**	
その他経常費用	**197**	
株式等売却損	146	
株式等償却	1	
その他の経常費用	50	
経常利益		**1,698**
特別利益	—	—
特別損失		**2**
固定資産処分損	1	
減損損失	0	
税引前当期純利益		**1,696**
法人税、住民税及び事業税	**469**	
法人税等調整額	**△41**	
法人税等合計		**428**
当期純利益		**1,268**

連結貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金	44,597	預金	446,352
有価証券	147,577	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	300,584	借用金	1,649
外国為替	661	外国為替	1
リース債権及びリース投資資産	3,062	その他負債	1,313
その他資産	5,890	賞与引当金	101
有形固定資産	4,845	退職給付に係る負債	501
建物	1,173	役員退職慰労引当金	7
土地	3,400	睡眠預金払戻損失引当金	32
リース資産	2	偶発損失引当金	87
建設仮勘定	26	繰延税金負債	3,861
その他の有形固定資産	241	再評価に係る繰延税金負債	529
無形固定資産	319	支払承諾	1,809
ソフトウェア	299	負債の部合計	469,748
その他の無形固定資産	20	（純　資　産　の　部）	
退職給付に係る資産	474	資本金	6,730
繰延税金資産	29	資本剰余金	6,244
支払承諾見返	1,809	利益剰余金	10,838
貸倒引当金	△3,491	自己株式	△45
		株主資本合計	23,768
		その他有価証券評価差額金	10,928
		土地再評価差額金	1,124
		退職給付に係る調整累計額	48
		その他の包括利益累計額合計	12,101
		非支配株主持分	740
		純資産の部合計	36,611
資産の部合計	506,360	負債及び純資産の部合計	506,360

連結損益計算書 （平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**9,494**
資金運用収益	**5,316**	
貸出金利息	3,255	
有価証券利息配当金	2,028	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	30	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**1,305**	
その他業務収益	**1,819**	
その他経常収益	**1,053**	
貸倒引当金戻入益	50	
償却債権取立益	58	
その他の経常収益	943	
経常費用		**7,692**
資金調達費用	**111**	
預金利息	101	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△1	
債券貸借取引支払利息	0	
借用金利息	11	
役務取引等費用	**444**	
その他業務費用	**1,867**	
営業経費	**5,050**	
その他経常費用	**219**	
その他の経常費用	219	
経常利益		**1,801**
特別利益	—	—
特別損失		**2**
固定資産処分損	1	
減損損失	0	
税金等調整前当期純利益		**1,799**
法人税、住民税及び事業税	**475**	
法人税等調整額	**△46**	
法人税等合計		**429**
当期純利益		**1,370**
非支配株主に帰属する当期純利益		**47**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,322**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

株式会社　富　山　銀　行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　村　寛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

株式会社　富　山　銀　行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　村　寛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

株式会社　富山銀行　監査役会

常勤監査役　五十嵐　郁　夫　㊞

監　査　役　新　田　八　朗　㊞

監　査　役　笹　倉　茂　樹　㊞

監　査　役　大　村　啓　三　㊞

（注）監査役 新田八朗、監査役 笹倉茂樹氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

第92期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金２５円　総額135,787,225円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月２９日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

第２号議案　取締役２名選任の件

取締役 塩谷信也氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、１名増員して取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任されます取締役の任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	※ 佐原（さはら）和生（かずお） （昭和37年8月27日生）	昭和61年 4月　当行入行 平成18年 2月　当行本店営業部次長 平成19年10月　当行庄川支店長 平成22年 2月　当行砺波支店長 平成24年10月　当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 平成26年 6月　当行監査部長 平成29年 5月　当行審査部長（現任）	普通株式 500株
	≪取締役候補者とした理由≫ 営業部門のほか、監査部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当行の業務に精通しております。 こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		
2	※ 長津（ながつ）輝彦（てるひこ） （昭和38年4月3日生）	昭和61年 4月　当行入行 平成18年 2月　当行富山支店次長 平成19年10月　当行入善支店長 平成21年 2月　当行滑川支店長 平成23年 6月　当行営業統括部次長 平成26年 2月　当行経営管理部次長 平成26年 6月　当行経営管理部長（現任）	普通株式 100株
	≪取締役候補者とした理由≫ 営業部門のほか、人事・総務等の経営管理部門に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当行の業務に精通しております。 こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		

（注）1.　各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2.　※は新任の取締役候補者であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第92回定時株主総会会場ご案内図

会　場

富山銀行駅南別館2階会議室

富山県高岡市駅南1丁目10-16　TEL：0766－26－5742



交通のご案内

あいの風とやま鉄道高岡駅　瑞龍寺口（南口）より **徒歩2分**

お車でお越しの株主様は、**小竹パーキング等**、お近くの駐車場をご利用ください。
(ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。)